

地域密着型特別養護老人ホームこまくさ野村渋池
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護重要事項説明書

当事業所は利用者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「サービス」と言います）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。当事業所への入所は、原則として要介護認定の要介護３以上と認定された方が対象となります。

１、施設経営法人

法人名	社会福祉法人恵和会
法人所在地	長野県松本市寿豊丘 7 4 9－3
電話番号	0 2 6 3－5 1－1 1 2 8
代表者氏名	理事長 原田恵智子
設立年月	平成 1 5 年 8 月 5 日

２、ご利用施設

施設の種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設の名称	地域密着型特別養護老人ホームこまくさ野村渋池
施設の所在地	長野県塩尻市広丘野村 2 2 2 3
電話番号	0 2 6 3－8 8－2 2 2 6
管理者氏名	原田 恵智子
入所定員	2 9 名（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

３、居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット（２～４階）	3 室	
居室（１人部屋）	2 9 室	ベッド・洗面・棚付 7, 4 畳
食堂兼居間（２～４階）	1 室ずつ	
台所（２～４階）	各階に 1 室ずつ	
浴室（２～４階）	各階に 1 室ずつ	
特別浴室（２階）	1 室	

脱衣室（２～４階）	１室	
特別浴室脱衣室（２階）	１室	
洗濯室（各階）	４室	
医務室（１階）	１室	
特養事務室（１階）	１室	
喫茶コーナー（１階）	１室	
地域交流室（１階）	１室	
談話室（２階）	１室	
理美容コーナー（２階）	１室	
地域包括支援センター（１階）	１室	
ルーフテラス（２階）	１室	
テラス（３階、４階）	２室	
多目的トイレ（１階）	１室	
男性・女性トイレ（１階）	１室ずつ	
トイレ（２階）	４室	
トイレ（３，４階）	３室	

４、職員体制

当事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

（職員の配置・勤務体制）※職員の配置・勤務については指定基準を遵守しています。

職種	勤務体制	配置人数
管理者	常勤	１名
医師	常勤	１名
介護支援専門員	常勤	１名
生活相談員	常勤	１名以上
看護職員	常勤	１名以上
介護職員	常勤	１０名以上
機能訓練指導員	非常勤	１名以上
管理栄養士	非常勤	１名以上
事務員	常勤	１名以上

（主な職員の勤務体制）

職種	勤務体制	配置人数
介護職員 看護職員	日勤	10:00～19:00
	早番	7:00～16:00
	遅番	12:30～21:30
	夜勤	21:30～7:30
		各 １名

5、サービス内容

【契約書別紙】のとおり

6、利用料金

【契約書別紙】のとおり

7、利用料のお支払方法

利用料は、前月料金の合計額の請求書を毎月 15 日頃までに送付し、利用者及び代理人（家族等）は、連帯して事業所に対し、当該合計額を支払うものとします。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払いは口座引き落とし、銀行振り込み、現金払いの 3 通りの中からご契約の際に選ぶことができます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の 15 日（祝休日の場合は直後の平日）に、指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の 15 日頃郵送する請求書が届きましたら、請求書に記載の事業者が指定する口座にお振込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の 15 日頃郵送する請求書が届きましたら、現金でお支払いください。

8、サービスの利用法

（1）サービスの利用申込み

- ・電話等でお申込みください。
- ・利用期間決定後、契約を締結いたします。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

利用者又は代理人（家族等）は契約終了を希望する 7 日前までに文書でのお申し出によりいつでも契約を解約できます。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設や病院等に入所、入院した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付サービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）もしくは要支援と認定された場合

③その他

利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合、または利用者や代理人（家族等）が当事業所および当事業所の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は退所していただく場合がございます。

やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。なおこの場合、予約は無効となります。

9、当事業所のサービスの特徴

（1）ホームの目的

要介護状態の被保険者（以下、「利用者」という）について、サービスに基づき家庭的な雰囲気の中で、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的とします。

（2）ホームの運営方針

要介護状態となっても、人間として尊厳を持って最後まで本人らしい生活をして行く事を目的に共同生活を営むための様々なサービスを提供します。

（3）サービス利用のために

事項	有無	備考
従業員の研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
男性職員の有無	有	
その他		協力病院（各科）あり

（4）サービス利用にあたっての留意事項

- ・面会 自由 9：00～20：00
- ・ご家族の宿泊 自由
- ・外出、外泊 自由 事前に届け出が必要
- ・設備、器具の利用 自由
- ・金銭、貴重品の管理 実施 管理が必要な場合は事業所で管理します。
- ・飲酒 応相談
- ・所持品の持ち込み 自由
- ・施設外での受診 自由 付き添いを要請する場合があります。
- ・宗教活動 自由 勧誘・強要等については固くお断りします。
- ・ペット 禁止

10、緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに応急的な対応は配置医師が行うか又は、速やかにかかりつけ医師や歯科医師に連絡をとる等の措置を講じます。緊急性の高い場合は救急車を呼ぶ等必要な措置を講じます。

(1) かかりつけ医

医療機関の名称	
所在地	

医療機関の名称	
所在地	

(2) 協力医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人財団慈泉会 相澤病院
所在地	松本市本庄2-5-1
診療科	内科、外科、他各科

医療機関の名称	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター
所在地	松本市村井町南2-20-30
診療科	内科、外科、他各科

11、入院に係る取扱い

利用者が病院または診療所に入院した場合は、サービスを一旦中止した翌日から外泊時費用を最大1ヶ月で6日間算定させていただきます。(介護保険1割分負担)但し、管理費等の居室に係る料金については入院中もかかります。

12、事故発生時の対応

利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の関係者に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかに利用者に生じた損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

1 3、身体的拘束その他の行動制限

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合除き、利用者に対し身体的拘束その他の方法（薬剤の投与等）により利用者の行動を制限しません。

事業者が利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、利用者に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。

また、この場合事業者は、事前または事後すみやかに、利用者の後見人または利用者の家族（利用者に後見人がなく、かつ適切な家族がいなくときは身元引受人）に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

事業者が利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第10条に規定する介護サービス記録に次の事項を記載します。

- (1)利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間（時間）
- (2)前項に基づく事業者の利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- (3)前項に基づく利用者の後見人または利用者の家族（利用者に後見人がなく、かつ適切な家族がいなくときは身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

1 4、虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者：小嶋 秀裕
- (2) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知します。
- (4) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

1 5、非常災害対策

- (1) 災害時の対応 災害時は人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、総括・通報連絡担当・避難誘導担当・消火担当・救護担当の各分担の責任者を決め必要な業務を行う。
- (2) 防災設備 消火器・消火栓・自動火災報知設備・誘導灯・スプリンクラー
- (3) 防災訓練 消火訓練、避難訓練（年2回）、通報訓練（年1回）
- (4) 防火管理者 (担当 伊藤 大介)

16、サービス内容に関する相談・苦情

①当時業所ご利用お客様相談・苦情担当 管理者 原田恵智子
生活相談員 上條寛之 小林勇登

電話 0263-51-1128

(受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)

②当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

塩尻市役所 健康福祉部 介護保険課 介護相談係

電話 0263-52-0280 (市役所代表)

0263-52-0285 (介護保険課直通)

松本市役所 健康福祉部 高齢福祉課

電話 0263-34-3000 (市役所代表)

0263-34-3213 (高齢福祉課直通)

長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課

電話 0262-38-1555

17、当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人恵和会
代表者役職・氏名 理事長 原田恵智子
所在地 長野県塩尻市広丘野村2146

定款の目的に定めた事業

通所介護（予防、認知症含む）
短期入所生活介護
認知症対応型共同生活介護
訪問介護
居宅介護支援事業
塩尻市北部地域包括支援センター（市委託）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
診療所

施設・拠点等

通所介護（一般1ヶ所、認知症1ヶ所）
短期入所生活介護 1ヶ所
認知症対応型共同生活介護 3ヶ所
訪問介護 1ヶ所
居宅介護支援 1ヶ所

塩尻市北部地域包括支援センター	1ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	1ヶ所
診療所	1ヶ所

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

地域密着型特別養護老人ホーム こまくさ野村渋池
説明者 氏名

印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

上記代理人（利用者との関係 ）
住所

氏名

印